(25) 金沢学院大学学友会選挙規則

第1章 総則

- 第1条 本規則は、新学期における学友会活動を円滑化し、完全な引継ぎを行うことを目的とする。
- 第2条 本選挙は、学友会会長、副会長、書記、会計、広報(以下、執行委員と略称する)の選挙について適用する。
- 第3条 前条の定数は、本学学友会会則の定めるところによる。
- 第4条 選挙に関する管理事務は、選挙管理委員会が行う。
- 第5条 選挙管理委員会は、次によりその管理事務を行う。
 - (1) 選挙管理委員は、代議員及び執行委員より選出された10名により組織される。
 - (2) 選挙管理委員長及び書記は選挙管理委員中よりおのおの1名を互選する。
 - (3) 選挙管理委員会の会議開催にあたっては、その委員の2分の1位以上が出席しなければならない。

第2章 選挙権及び被選挙権

第6条 選挙権および被選挙権は、本学学友会員がもつ。

第3章 選挙期日、公示及び立候補受付

- 第7条 選挙は、執行委員の任期終了以前に行わねばならない。
- 第8条 選挙の公示は、投票日の2週間前に行わねばならない。
- 第9条 立候補受付は、公示と同時に開始する。

第4章 候補者

- 第 10 条 候補者は、選挙公示のあった日から 1 週間以内に選挙管理委員会に立候補届けを提出しなければならない。
- 第11条 重複立候補および選挙管理委員の立候補は禁止する。

第5章 選挙運動

- 第12条 運動期間は、立候補の届出をした日から投票前日までとする。
- 第13条 選挙管理委員は、運動に参加してはならない。
- 第14条 ポスターは、1候補につき10枚を学生部および選挙管理委員会の許可を得て貼ることができる。
 - ただし、図書館、学生研究室、教室内、学外はこれを禁止する。
- 第15条 立会演説会は、選挙管理委員会が主催して開くことができる。
- 第16条 選挙管理委員会は、立候補者の学科・学年・氏名等を記載した選挙公報を発行することができる。

第6章 投票

- 第17条 選挙は投票によって行う。
- 第18条 選挙は各役員につき、会員1人1票とする。
- 第19条 投票には立会人を置く。
- 第20条 投票立会人は、1投票所に1名とし、選挙管理委員会の委員が兼ねる。
- 第 21 条 選挙管理委員会は、投票所および投票時間を決定し、これを投票日より 3 日以前に公示しなければならない。

- 第22条 投票用紙は、投票当日、投票所において、選挙人に交付しなければならない。
- 第23条 選挙人は、投票所において、投票用紙に記載してある各執行委員候補の中1名の氏名に○印を付け、投票しなければならない。
- 第24条 投票所において、演説、討論、喧騒、投票に関する協議、勧誘などをしてはならない。

第7章 開票

- 第25条 開票は、即日開票とし、各候補者が選定した各1名の開票立会人のもとに選挙管理委員会が行う。 第26条 次の場合、その投票は無効とする。
 - (1) 正規の投票用紙を用いないもの
 - (2) 役員に2名以上の○印をつけたもの
 - (3) 白票
 - (4) その他の場合には、開票立会人の意見を聞き、 選挙管理委員会が指示する。
- 第 27 条 開票所参観は、選挙管理委員会の許可を必要とする。なお、その他の取り締まりについては、その都度 選挙管理委員会が指示する。

第8章 当選者

- 第28条 会長は、有効票数の最多数を得た者をもって当選者とする。
- 2 副会長、書記、会計及び広報は、同様に最多得票者と次の者をもって当選者とする。
- 第29条 当選者が当選資格を喪失した場合は、次点の者をもって第28条の承認により成立する。

附則

この選挙規則は、昭和63年4月1日より施行する。

附則

この選挙規則は、平成6年12月6日改正し、平成7年4月1日より施行する。